# 米海兵隊員による女性強盗殺人事件に対する意見書

2026年10月３日、那覇市内のホテルにて女性が殺害され所持品を奪われる事件が発生し、翌日未明に強盗殺人容疑で米軍普天間飛行場所属の米海兵隊上等兵が緊急逮捕された。

罪のない女性の尊い命を奪い、所持品を奪い去った本件犯罪は、尊厳を著しく踏みにじるきわめて凶悪かつ卑劣な行為であり、断じて許されるものではない。

平穏な日常の中で突如として最愛の家族を奪われた遺族の痛恨と無念さは推し量るべくもなく、県民に与えた衝撃と大きな不安は極めて深刻である。

さらに、本事件に関連し、SNS上において被害に遭われた女性や御遺族に対する悪質な誹謗中傷、個人情報の拡散が行われていることは、深い悲しみの中にある御遺族を二重に苦しめる極めて卑劣な行為であり、断じて看過することはできない。沖縄県警においてもこれらを捜査する方針が示されているが、人の尊厳を深く傷つける心なき誹謗中傷は決してあってはならない。

普天間飛行場の即時運用停止、早期閉鎖返還は県民の総意であるにも関わらず、返還合意から30年経過しているが、いまだに存在することからこのような事件が繰り返し起きており、これまで本議会は、米軍人・軍属等による凶悪事件や重大な事故が発生するたびに、綱紀粛正や実効性のある再発防止策の徹底、在沖米海兵隊の早期の国外・県外の移転、日米地位協定の抜本改定等を強く申し入れてきた。

しかしながら、再発防止の誓いにも関わらず、何度もこのような惨劇が引き起こされたことは、米軍の規律保持および教育体制の限界を示しており、組織として機能していないと言わざるを得ず、激しい憤りを禁じ得ない。

よって、本町議会は、県民の生命・財産および人権を守る立場から、本事件に対して厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

１　日米両政府及び米軍は、被害者遺族への謝罪及び完全な補償を速やかに行うこと。

２　日米両政府および米軍は、本事件の捜査に対し、いかなる障壁を生じさせることなく、万難を排して事件の全容解明と真相究明に協力すること。

３　在沖米軍は、米軍人等による凶悪犯罪等に対し、管理責任者の処分等を含めて組織としての責任を明示すること。

４　身柄引き渡し条項等を含め、日米地位協定の抜本改定を行うこと。

５　形骸化した「綱紀粛正」ではなく、外出禁止など行動規範の徹底や規律維

持を含めた、犯罪の根絶のための実効性のある対策を確立し、その順守徹底の取り組み状況を公表すること。

6　演習等で来沖する短期滞在の米兵への規律厳守や人権教育などを徹底すること。

7　被害者及び御遺族に対するSNS上等での悪質な誹謗中傷や個人情報の拡散について、厳正な捜査と対処を行うとともに、これら二次被害を根絶するための実効性のある対策を早急に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年１０月１９日

沖縄県西原町議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長、外務省沖縄担当大使